

衆議院

昭和十八年五月二十七日

内閣書記官長

内閣書記官

昭和十八年五月廿八日決定

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

商工大臣

大東亞大臣

内務大臣

逓信大臣

鈴木國務大臣

大藏大臣

鐵道大臣

大藏國務大臣

陸軍大臣

厚生大臣

後藤國務大臣

別紙衆議院議決ニ係ル肇國ノ紀元ニ關スル請願ヲ

審査スルニ本請願ノ要旨ハ我が大日本帝國皇統

法制局

シト謂フニ在リ  
ハ之ヲ神代ニ遡ラシムル様適當ナル措置ヲ講ゼラレタ  
シト謂フニ在リ  
が神代人皇ヲ通ジテ萬世無窮ニ亘ラセ給フコトハ昭々  
乎トシテ明ナリ依テ萬世一系ノ皇統御代數ハ人皇  
神代ヲ通ジテ數ヘ奉ルコトトシ肇國ノ紀元起算點  
ハ之ヲ神代ニ遡ラシムル様適當ナル措置ヲ講ゼラレタ

按ズルニ我が大日本帝國皇統ハ神代人皇ヲ通ジテ萬  
世無窮ニ亘ラセ給フコト明ナルヲ以テ皇統御代數ハ  
神代人皇ヲ通ジテ數ヘ奉ルコトトシ又肇國ノ紀元ノ  
起算點モ神代ニ遡ラシムルヲ以テ適當トスルガ如クナル  
モ凡ソ神代ノ事タル悠久ニシテ肇國ノ時期ヲ神代ニ

溯リテ定ムルハ難事ナリト思料セラルルニ依リ此ノ點ノ確定  
ヲ前提トスル本件ハ今遽ニ之ヲ採用スルコト能ハザルモノ  
ト認ム

依テ右ノ趣閣議決定相成可然ト認ム

迨而本件ト同趣旨ノ請願ハ曩ニ第七十三議會ニ提  
出セラレ衆議院ニ於テ採擇セラレタルガ之ニ對シ右ト同  
趣旨ノ閣議決定アリタルモノナリ

法内閣第五  
昭和十八年五月

内閣衆乙第 八七 號

昭和十八年五月 一日

内閣總理大臣 東條英機



内閣總理大臣 東條英機 殿

別紙衆議院議決

陸軍國ノ紀元ニ関スル請願

右貴省主管ノ件ニ付書類及回付候

内閣

裏面白紙

分

161

意見書

(請願特別報告第八六號)

請願文書表第一六七號

昭和十八年二月九日呈出

肇國ノ紀元ニ關スル請願

請願者 鹿兒島縣鹿屋市西俣百四十二番地 永田登良己

紹介議員 永田 良吉君

右請願ノ趣旨ハ我カ大日本帝國皇統カ神代人皇ヲ通シテ萬世無窮ニ互ラセ給フコトハ昭々乎トシテ明ナリ依テ萬世一系ノ皇統御代數ハ人皇神代ヲ通シテ數ヘ奉ルコトトシ肇國ノ紀元ノ起算點ハ之ヲ神代ニ遡ラシムル様適當ナル措置ヲ講セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

昭和十八年 三月二十五日

衆乙 八七

内閣總理大臣 東條英機殿

衆議院議長 岡田忠彦

二

衆議院書記官長 大木操



大ニ九  
一六七

華國ノ紀元ニ関スル請願書

紹介議員永田良吉

卷八七

76  
1  
335

163

肇國紀元ニ関スル請願

我國肇國ノ宏遠ナルニトテ御勅語

ニヨリ明カナリ依テ萬世系

ノ皇統御代數ハ人皇神代ヲ

通シテ數ヘ奉ルコトトシ肇國ノ

紀元ハ神代ニ溯リ初メテ國土ヲ

生産スルタル伊邪那岐尊時代トス

ルカ三種神曰トテ天壤無六窮ノ

神勅ヲ下シ賜ヘル天照白手太神

ヲ紀元トスルカ又天孫御降臨

ノ日向高千穂ノ史實ヲ以テ紀

元トスルカ熟レニシテモ現在紀

元年數ヨリ神代ニ溯リ其御代

數ト紀元年數増相成様適當

ナル方法ヲ講究セラレ度此及

及請願候也

鹿兒島縣鹿屋市

西俣百四十五番地農業

永田登良巳

昭和十八年二月八日

大正三十七年一月二日生

衆議院議長岡田忠彦殿